

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

令和6年1月1日、石川県能登半島において、最大震度7の地震が発生し、多くの方々が犠牲となり、また、住宅等建物の倒壊や津波等による甚大な被害が発生した。

現行の被災者生活再建支援制度は、被災者の生活の再建とともに、その生活の基盤である住まいの再建を目的として、自然災害の被災者に最大で300万円の「被災者生活再建支援金」を支給する制度となっているが、平成16年の法改正以降、約20年間金額は据え置かれたままとなっている。

昨今の物価高騰等の現況から、支援金制度の拡充は必要不可欠であるため、基礎支援金及び加算支援金の倍増や対象の見直し及び国庫補助率の引き上げによる被災地方公共団体の負担軽減を盛り込んだ「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」が現在国会に提出されており、一刻も早く成立させなければならない。また、政府はその際、地方地方公共団体の財政負担が重くならないよう、地方交付金で地方負担分を補填するなどの配慮が必要である。

よって、国においては、被災者生活再建支援制度の拡充及び支援金の支給を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
宛て
内閣府特命担当大臣
(防災)
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)
内閣府特命担当大臣
(地方創生)

福島県議会議長 西山尚利